

あさ介実指第10号
平成30年6月1日

指定居宅介護支援事業者
指定介護予防支援事業所
指定短期入所生活介護サービス事業者
指定短期入所療養介護サービス事業者 様

あさぎり町役場 高齢福祉課長

あさぎり町における“要介護認定有効期間のおおむね半数を超える短期入所”
利用時の取扱について(通知)

このことについて下記のとおり、平成30年6月1日を「基準日」として、
短期入所利用の特例（長期利用）申請書類等の運用を“統一”しますので、指
定居宅介護支援事業者等及び指定短期入所生活介護等サービス事業者におかれ
ては留意のうえ、取り計らい方よろしくお願いします。

記

1 居宅サービス計画への短期入所サービスの位置付けについて

「介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療
養介護を位置付ける場合にあつては、利用者の居宅における自立した日常生活
の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要
と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する
日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。」（「あさぎり町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準
等を定める条例」第13条第21項）とされています。

そのため、短期入所サービスの利用を位置付ける際には、月々の利用を漫然
と位置付けるのではなく、毎月の利用票により短期入所サービスの利用日数に
留意し、他のサービスとの調整を図りながら被保険者の在宅生活を効果的に支
援していく必要があります。

また、短期入所サービスの利用が長期間になると見込まれる場合には、利用
を開始する段階で施設入所の必要性等を十分に検討して下さい。十分なアセス
メントが行われないうまま長期間の短期入所サービスが提供された場合、真に必
要としている利用者が、サービスを利用できなくなる恐れが生じると考えます。

2 認定有効期間のおおむね半数を超えて位置付ける場合の必要性の検討

国解釈通知では、特に必要と認められる場合においては、認定有効期間の半数を超える短期入所サービスを居宅サービス計画に位置付けることも可能であるとされていますが、本町では、具体的に次の場合に必要性が認められると考えています。※（「利用者や家族等が当該短期入所事業所の利用のみを望んでいる。」などの理由は、不適切となります。）

- (1) 短期入所サービスと他の居宅サービスを組み合わせて利用することにより、在宅生活を継続することが可能な場合
- (2) 在宅生活が困難なため、本人の心身状況に見合う施設に入所の申込を複数行っているが、待機状態が継続している場合
- (3) 災害や虐待が疑われるなど、緊急性が認められる場合
- (4) その他、保険者がやむを得ない事情があると判断した場合

3 居宅サービス計画への位置づけを行うにあたっての手順

半数を超える短期入所サービスの位置づけを行おうとする場合、事前にその必要性を確認させていただきますので、在宅生活継続の可否や、施設入所の必要性について担当者会議等で十分に検討の上、半数を超える一ヶ月前までに次の書類等をあさぎり町役場高齢福祉課介護保険グループに提出してください。

【提出書類】

- ① 短期入所サービス長期利用理由書（あさぎり版）
- ② 基本情報
- ③ アセスメントシート
- ④ 居宅サービス計画書（第1表～第7表）

4 その他

- ・半数を超える短期入所サービスの位置づけを行った以降についても、サービス利用のあり方などの検討を行い、必要に応じ施設の申込を利用者の家族等に促すなどの対応をし、半数を超える短期入所サービスの利用について、早期解消に努めてください。
- ・町では、今後、要介護等認定期間の半数を超えて短期入所サービスを利用している被保険者について給付実績から抽出を行い、居宅介護支援事業所等に対し、定期的に対応状況等を確認していきます。

【問合せ先】

あさぎり町役場 高齢福祉課
介護保険グループ 実地指導係
TEL 0966-45-7215 FAX 0966-49-9535